

浜田ガス株式会社 My 浜田ガスご利用規約

第1条-本規約について

「浜田ガス株式会社 My 浜田ガス利用規約」(以下「本規約」)は、浜田ガス株式会社(以下「当社」)が当社ウェブサイトおよびアプリケーション「My 浜田ガス」(以下「本サイト」)において提供するサービス(以下「本サービス」)の利用条件を定めるものです。本サービスをご利用される場合には、本規約に同意したものとみなします。

当社は本規約に付随して本サイトを通じて提供する各種サービス毎に個別規約を定めることがあります。この場合、個別規約は本規約の一部を構成するものとし、本規約の各種サービスの利用には、本規約に加えて各種サービス毎に個別規約の規定が適用されます。ただし、本規約と個別規約の定めが異なる場合には、個別規約の定めが本規約に優先して適用されるものとします。

前項のほか、当社ウェブサイト上への掲載もしくは書面その他の媒体により提供サービスの利用上の決まりその他告知(以下「告知」)を行うことがあります。なお、当社が発する告知は、当社ウェブサイト上に表示した時点より効力を生じるものとします。

本サービスを通じて他の事業者より提供される各種サービスについては、本規約のほか、当該サービスを提供する他の事業者が別途定める規約(「規約」「約款」「利用条件」等)によるものとします。なお、当該他社(他の事業者)と会員、当該他社サービスの会員またはその他の第三者との間に発生した紛争、トラブルについて当社は責任を負わないものとし、これに起因して当社または第三者が損害を被った場合、会員はその損害を賠償するものとします。

本規約は、当社が必要と認めた場合は、民法第548条の4に定める定型約款変更の定めにしたがい、当社ウェブサイト上において変更内容および変更の効力発生日を一定期間掲載することにより、変更できるものとし、変更の効力発生日以後の本サービスの利用条件は最新の本規約によるものとします。

第2条-用語の定義

本規約における用語の定義は次の通りです。

「会員」とは、第4条に定める入会資格を有し、本規約の内容に同意した上で、本サービスの利用の申し込み受付を完了させた方をいいます。

「仮登録会員」とは、会員のうち、会員登録手続を未了の方をいいます。「本登録会員」とは、会員のうち、会員登録手続を完了した方をいいます。

「個別規約」とは、当社が本サイトを通じて提供する個別のサービスの利用に際して適用される規約を指すものとします。

第3条-本サービスの利用

本サービスは個人または法人を対象とし、提供される内容は毎月のガス、電気および宅配水サービスをお知らせするサービス等です。詳しくは、ウェブサイト上に掲載するものとします。

本サービスの利用は、サービスや商品等に対する対価が別途必要な場合を除き、原則として無料とします。ただし、本サービスを利用するために必要なハードウェアおよびソフトウェアに関する費用、通信料およびインターネット接続料は、会員の負担にてご利用いただきます。

仮登録会員および第4条第1項(1)号の契約にかかるお客さま番号を登録していない会員は、本サービス（本サービスを通じて提供される他のサービスを含みます。）の一部を利用できないことがあります。

第4条-入会資格および会員登録

本サービスの入会資格は、以下の条件をすべて満たす方が有するものとします。但し、当社は(1)または(2)の条件を満たさない方についても入会資格を認める場合があります。

- (1) ガスの契約がある契約者様、またはご本人
- (2) 当社との連絡手段として、確実に疎通できる電子メールアドレス等を提供し、当社からの電子メール等の配信を許諾する方
- (3) 当社との契約情報や登録している会員情報等を、当社が本規約で定める範囲内で利用することを許諾する方

当社は、会員に対して、前項(2)号に定める電子メール等により広告・宣伝メールを配信することができるものとします。

本サービスへの会員登録には、当社所定の方法にて、必要事項を記載または入力の上申し込みいただく必要があります。当社は、いただいた申し込み内容を基に当社の必要な審査を経て、当社が入会を承認した方に登録完了を電子メールまたは書面で通知します。当社からの登録完了メールの発信または書面の発送にて、会員登録手続の完了とします。なお、以下のいずれかに該当する場合は、当社は入会を承認しない場合があります。

- (1) 前項の入会資格を満たしていない方
- (2) 本規約の違反等により、過去に会員資格の停止処分または喪失処分を受けたことがある方
- (3) 入会申し込みの際の入力項目に虚偽の記載や誤記、記入漏れがあった方
- (4) 他人または架空の個人情報を使って入会申し込みを行った方
- (5) 契約名義人本人の同意なく入会申し込みを行った方
- (6) 入会申し込み者がすでに入会済であり、二重の入会申し込みを行った方
- (7) その他、当社が会員とすることを不適当と判断した方

なお、当社が必要であると判断した場合、当社より入会申し込みを行った方または会員に

対し本人確認を目的として、免許証の写しや保険証の写し等の本人確認書類の提出をお願いすることがあります。

会員は、会員登録に関する情報をすべて正確に記入し、登録した情報に変更が生じた場合には、直ちに所定の変更を行うものとします。会員による登録内容に不備があったことにより会員が不利益を被ったとしても、当社は一切の責任を負いません。

第5条-権利の譲渡売買等の禁止

会員としての地位（会員 ID およびパスワードその他本サービスの提供を受ける権利の一切を含みます。）その他これに付随した一切の権利は一身専属のものとし、また、当社の同意がない限り、権利の承継はされないものとします。

会員は前項の権利について、第三者に譲渡、売買、名義変更、質権の設定その他一切の担保に供する等の行為はできないものとします。

第6条-会員の義務

本サービスの利用には、会員 ID の取得が必要になります。会員 ID は、1 会員につき 1 つ取得できるものとし、会員 ID およびパスワードは所定の方法により変更することができるものとします。

会員は次に定める事項を遵守するものとします。会員が本規約に反する行為をしたことにより発生した会員および第三者の損害について、当社は一切の責任を負いません。

- (1) 会員は、会員 ID およびパスワードを会員本人のみが使用することとし、第三者に使用させないものとします。
- (2) 会員は、会員 ID およびパスワードの貸与・譲渡・売買・質入等をしてはならないものとします。
- (3) 会員は、会員 ID およびパスワードが盗まれた場合または第三者に使用されていることを知った場合、直ちに当社にその旨を連絡するとともに、当社から要請のあった場合には当該要請に従うものとします。
- (4) 会員は、善良なる管理者の注意をもって会員 ID およびパスワードを使用および管理するものとし、その使用および管理について、一切の責任を負うものとします。当社は会員本人以外がパスワード等を使用して行った行為についても、会員本人の行為とみなします。

第7条-会員資格の停止、喪失等

会員が次のいずれかに該当すると当社が判断した場合、当社は、何らの通知・催告なく、会員資格の停止または喪失（会員登録の抹消）をさせていただきますことがあります。

- (1) 第4条第1項各号の条件を満たさなくなった場合（ガスまたは電気の契約名義が変更された場合を含み、当社が第4条第1項但し書きに基づき第4条第1項(1)号の条

件を満たさない方について入会資格を認めた場合を除きます。)

- (2) 会員が実在しない場合
- (3) 当社に対して、虚偽の申告をした場合
- (4) 本規約に違反した場合
- (5) その他法令もしくは公序良俗に違反する行為をした、もしくはその恐れがある場合
- (6) 第4条第3項各号に定める事由のいずれか1つにでも該当する場合
- (7) 当社が会員に対し、電子メールにより連絡することができなかった場合
- (8) その他当社が不当と判断する場合

前項に基づき当社が会員資格の停止または喪失処分をしたことにより、当該会員に生じた不利益、損害について、当社は一切の責任を負いません。また、当社または第三者が被った損失、損害に対する補償および費用は当該会員が行うものとします。

第8条-サービス利用終了、退会

会員が、本サービスの利用を終了する場合、本サイト上から所定の方法で退会手続きを行うものとします。

第9条-サービスの一時停止と中止および変更

当社は、次のいずれかに該当する場合、会員への事前のお知らせまたは承諾なく、本サービスを一時停止または中止することがあります。

- (1) 本サービスを提供するための設備等の保守、点検、修理等を定期的にはまたは緊急に行う場合
- (2) 天災、停電、通信回線障害等の不可抗力その他本サービスを継続することが困難となった場合
- (3) その他当社が判断する場合

当社は、第1条に準じ、本サービスの内容の全部または一部を変更することがあります。

当社は、前項により、会員に発生した損害について、一切の責任を負いません。

第10条-知的財産権の保護

本サービスに関するすべての著作権、商標権その他のすべての知的財産権は、当社または各種サービスを提供する者に帰属するものであり、当社は、会員がそれらの権利を侵害し、もしくは侵害する恐れのある行為を行うことを禁止します。

第11条-個人情報の取扱い

会員は、当社が、会員情報（申込または会員登録、本サービス利用時等に申告された会員の氏名、生年月日、住所、電話番号、電子メールアドレス、お住まいの住戸等に関する情報等の個人情報、ならびに申込日、入会日、第4条に定める契約にかかるお客様番号、使用

量、料金等の契約に関する情報をいいます。以下同じ。)を、本条の定めるところに従って、収集し、利用することに同意するものとします。

当社は、会員情報を機密として取り扱い、善良なる管理者の注意をもって管理します。当社は、会員情報を以下の目的に利用させていただきます。

- (1) 本サービスの提供に必要な業務
- (2) 本サービスの充実ならびに円滑な提供・運営（他の事業者より提供される各種サービスを含む）
- (3) 当社ウェブサイトに掲載する「個人情報の取り扱いについて」において定める目的
当社は次のいずれかの場合を除き、会員情報を第三者に提供しません。
 - (1) 会員の同意を得た場合
 - (2) 法令等により開示を求められた場合
 - (3) 業務上必要な範囲内で、業務を委託した第三者へ提供する場合
 - (4) 個人を識別できない統計情報などに加工して利用する場合

第 12 条-免責

当社は、本サービスの利用に付随して発生した会員および第三者の損害について賠償の責めを負う場合であっても、当社が賠償する損害の範囲は、当社に故意または重大な過失がある場合を除いて、逸失利益を除く通常かつ現実の損害に限るものといたします。

第 13 条-準拠法および合意管轄

本規約、本サービスの効力、履行および解釈に関しては、すべて日本法が適用されます。

本規約、本サービスに関する訴訟の必要が生じた場合には、当社本店所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

第 14 条-反社会勢力の排除

会員は本サービスの登録時及び登録後において、自らが暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業・団体、総会屋等その他これらに準ずる者に該当しないことを表明し、保証するものとします。

会員が前項のいずれかに該当すると当社が判断した場合、当社は、何らの通知・催告なく、会員資格の停止または喪失（会員登録の抹消）をさせていただくことがあります。会員資格の停止または喪失処分をしたことにより、当該会員に生じた不利益、損害について、当社は一切の責任を負いません。

(※次のページからはポイントサービスのご利用規約となります)

浜田ガス株式会社シーユーCN カード ポイントサービス規約

本規約は、浜田ガス株式会社（以下「当社」といいます。）が、対象のお客さまに対して提供するポイントサービスを利用するにあたって規則及び条件について定めるものです。

本規約に定めのない事項については、当社がポイントサービスを提供するに際して提携する株式会社クラブネッツが定めるクラブネッツ共通ポイントシステム会員約款が適用されます。

第1条（会員資格）

1. ポイントサービス（以下「本サービス」といいます。）の対象となるお客さまは（以下「会員」といいます。）、以下に定める条件全てに該当する方とします。

（1）当社のガスを家庭用用途で契約し、当社よりお客様番号を付与している。

（2）当社のポータルサイト「My 浜田ガス」に登録をしている。

（3）当社に本サービスの利用を希望して本規約・クラブネッツ共通ポイントシステム約款を承諾して申込手続きを行い、当社が採用しているポイントサービスのクラブネッツ会員番号を付与されている。

2. 会員となる方が、次の各号のいずれかに該当する場合は、入会をお断りいたします。また、入会後にその事実が判明したとき、または次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、会員資格を喪失するものとします。

（1）家庭用用途以外でガスをご利用されている場合

（2）My 浜田ガスの登録を解除された場合。

（3）当社とのガス契約を解約された場合。

（4）My 浜田ガス新規会員登録フォームに入力した内容等、当社に届け出ている情報に虚偽または不備があった場合。

（5）当社が提供する一切のサービスまたは販売する商品に関して、一つでも料金の支払いを怠っている場合、または怠る恐れがあると当社が判断する場合。

（6）本規約、または法令等に違反した場合

（7）その他、会員として当社が不適切と判断した場合

3. 会員は、会員たる地位及び権利の全部、または一部を第三者に譲渡することはできません。

第2条（シーユーCN カードの発行）

1. 当社は、会員に対して、会員であることを証明し、会員サービスを受ける際に利用できるシーユーCN カード（以下「会員カード」といいます。）を発行します。

2. 入会金、年会費、初回の会員カード発行手数料はかかりません。

3. 会員カードを、紛失・盗難・破損など、理由の如何に関わらず、再発行する場合は、カード再発行の手数料としてカード代金実費相当額 330 円（税込）が必要です。カード再発行の手続きは、浜田ガス(株)（以下、「当社窓口」といいます。）、または当社が実施するイベント等で手続きが行えます。

4. 会員は、善良なる管理者の注意をもって会員カードを管理するものとします。

5. 会員カードは、会員本人のみ利用できるものとし、他人に譲渡・貸与・利用させたりすることはできません。

第3条（本サービスの登録名義）

1. 本サービスの会員登録名義は、当社のお客様番号をお持ちのお客様に限定されるものとします。

2. 本サービスの会員登録名義を変更される場合は、原則当社が採用しているクラブネット共通ポイントシステムの会員専用 WEB ページ (<http://www.clubnets.co.jp>) より、会員自身に変更するものとします。

第4条（ポイント付与）

1. ポイント付与の対象サービス

(1) 当社が提供するガス契約における毎月のガス料金(基本料金とガス従量料金)

(2) その他、当社指定のキャンペーン等

2. 毎月のガス料金に対する付与

(1) 支払い方法に関わらず、100 円（税込）毎に 1 ポイント付与致します。100 円（税込）未満の端数へのポイント付与は行われません。

(2) 会員資格を有するお客様が、所定の手続きを翌月のガス検針時までには当社が不備なく確認した会員申込に対して、翌月からのガス料金がポイント付与対象となります。

(3) 各月のガス料金の請求に於いて、各月初回の支払い期日に当社が入金確認できたお客様だけが、ポイント付与の対象となります。初回の支払い期日以後に入金確認できた場合は、如何なる理由でも、ポイント付与することはできません。

(4) 転居等でガス利用契約を解約された場合は、最終ご利用月のお支払い分までがポイント付与対象となります。会員資格を有するお客様が当社の供給エリア内での転居（移転等による閉栓・開栓）の場合は、転居前までに付与致しましたポイントを継続してご利用いただくことができます。

(5) 当社とのガス契約を締結後、以前に当社の会員登録をなされていることが発覚した場合は、その旨を会員より当社へお申し出をいただくことにより、第 6 条に定める失効した会員資格を再登録することは可能ですが、再登録が行われるまでのお支払い頂きましたガス料金に対してのポイント付与は致しません。

3. 当社指定のキャンペーン等に対する付与

本条1項(2)に関しては、キャンペーン告知の際にポイント付与ルールを告知します。事前にそのルールを必ずご確認ください。

第5条 (ポイント利用)

1. ポイント利用サービス

- (1) 浜田ガスのガス料金の支払い
- (2) 当社のポイント専用交換サイトで表記する、各種金券、各種サービス
- (3) 当社が採用するクラブネッツ共通ポイントの各種サービス

2. 浜田ガスのガス料金の支払いへの利用に関して

浜田ガスのガス料金の支払いへの利用は、下記の2種類を、ご用意しています。

(1) My 浜田ガス登録時に、ガス料金への自動利用を申込頂くことで、毎年1回当社が定めた期日のガス料金ご請求金額より、ポイントによる支払い分として充当する方法(以下「ポイント自動利用サービス」という)

(2) 当社のポイント専用交換サイトにて都度、ガス料金の充当券と交換することで、任意の月のガス料金に充当する方法

3. 本条2項(1)に関しては、以下のとおり行うことについて、あらかじめ承諾していただきます。

(1) ポイント自動利用サービスの対象となるお客さまは、My 浜田ガス登録時に「同意」をいただいたお客さまといたします。

(2) ポイント自動利用サービスは、クラブネッツのWEBサイトより随時停止することが可能です。

(3) 会員が所有するポイント残高は、毎年1回当社が定めた期日のガス料金ご請求金額より、ポイントによる支払分として充当させていただきます。

(4) 当社が定めた期日に、予告無くポイント値引き相当分のポイントを500ポイント単位で減算し、500ポイント毎に250円をガス料金に充当させていただきます。この場合、一度減算したポイントは如何なる理由においてもお戻しする事は出来ません。

(5) ポイントをガス料金支払いに充当する月の消費税は、ポイント分の支払い充当前のご請求金額に対して消費税をご請求させていただきます。

(6) ポイントをガス料金支払いに充当する月のポイント付与は、ポイント分の支払い充当前のご請求金額(税込)に対してポイント付与させていただきます。

(7) ポイントによる支払充当の期日は当社で定めた期日のみとなり、それ以外の期日に充当する事はできません。

4. 本条1項(2)に関して、以下のとおり行うことについて、あらかじめ承諾していただきます。

(1) 当社のポイント専用交換サイトで表記する、各種金券、各種サービスへの交換手続き後、如何なる理由に於いても、一度取り消すことが出来ません。

(2) 当社のポイント専用交換サイトで、浜田市共通商品券など、当社の運営以外のサービスへの交換手続きをされた場合、交換商品は、交換商品運営元のルールに準じた対応となることを予め承諾の上、お客様の責任に於いて交換手続きをするものとします。交換後の商品に於けるトラブル等に関して、如何なる場合に於いても、当社は、その責を負うことはできません。

5. 本条1項(3)に関しては、以下のとおり行うことについて、あらかじめ承諾していただきます。

(1) 各種提携企業のポイント交換サービスを利用する場合は、事前にクラブネッツ共通ポイントシステムのWEBサービスにて、メールアドレスの登録が必須となります。

(2) 各種提携企業のポイント交換サービスは、当社の事業所では対応できません。会員自身が、クラブネッツのWEBサイトより手続き下さい。

(3) キャッシュバックサービスは、当社では実施しておりません。

第6条 (ポイントの合算)

所持している2枚以上のシーユーCNカード及びCNポイントカードのポイントを合算することはできません。

第7条 (退会)

本規約第1条の会員資格条件に該当しなくなった場合は、会員資格は失効となります。ただしお持ちの会員カードは、クラブネッツ共通ポイントシステムのWEBサイトのサービス及びクラブネッツ加盟店で利用できるため、会員カードの返却は必要ありません。

第8条 (本規約の変更)

1. 当社は、本規約の内容を利用者に予告なく変更できるものとします。規約変更の際は、当社ホームページ等にて告知致します。

2. 告知後、会員が本サービスを利用した場合は、変更後の規約の内容に承諾したものとみなします。

第9条 (本サービスの中断・終了)

当社は、次のいずれかの場合、予告なく本サービスの一部または全部を中断または終了することがあります。その場合は当社ホームページ等にて告知致します。

(1) 法令の改廃や社会情勢の変化

(2) 株式会社クラブネッツがクラブネッツ共通ポイントサービスシステム会員約款に定めるサービスを中断または終了する場合

(3) その他、当社のやむを得ない事情による場合

第10条（損害賠償・免責）

1. 会員は、本規約及びその他の規約・法令等に違反する行為、または会員の責に帰すべく事由により、第三者に迷惑または損害を与えた場合は、自己の責任と費用負担においてその問題を解決するものとしします。

2. 会員が本サービスの利用に付随して発生したいかなるトラブル・損失・損害に対しても、当社は一切の責任を負いません。

第11条（反社会的勢力の排除）

1. 会員は、次に定める事項を表明し、保証していただきます。

(1) 会員及び会員に関係する人物（以下「関係者」という）が、暴力団、暴力団関係企業もしくはこれらに準ずる者またはその構成員（以下総称して「反社会的勢力」といいます）でないこと。

(2) 会員及び会員の関係者が、反社会的勢力を利用しないこと。

(3) 会員及び会員の関係者が、反社会的勢力に資金等の提供、便宜の供給等、反社会的勢力の維持運営に協力または関与しないこと。

(4) 会員及び会員の関係者が、反社会的勢力と関係を有しないこと。

(5) 会員が自らまたは第三者を利用して、相手方に対し、暴力的行為、詐術、脅迫的言辞を用いず、相手方の名誉や信用を毀損せず、また、相手方の業務を妨害しないこと。

2. 当社は、会員が前項に違反したと認める場合には、通知、催告その他の手続を要しないで、直ちに本契約の全部または一部を解除いたします。この場合、会員は他方当事者に発生した全ての損害を直ちに賠償していただきます。

第12条（合意管轄裁判所）

会員と当社との間の本サービスに関連する一切の紛争については、松江地方裁判所浜田支部を第1審の専属的合意管轄裁判所と致します。

（※次のページからはクラブネッツ共通ポイントシステム会員約款となります）

クラブネッツ共通ポイントシステム会員約款

本約款は、クラブネッツ共通ポイントシステム（以下「本システム」という）を利用するにあたっての規則及び条件について規定するものであり、本システムに参加登録した個人（以下「会員」という）に適用されます。

第 1 条（用語の定義）

1. 本約款において以下の各号に定める用語の定義は、当該各号に定めるとおりとします。

(1) 会員が本システムを利用するに際しての規則を定めたこのクラブネッツ共通ポイントシステム会員約款を「本約款」といいます。

(2) 本システムにより会員に付与される共通ポイントを「CN ポイント」といいます。

(3) 当社と本システムの加盟店契約を締結し、自己が運営する店舗又は WEB サイト等において CN ポイントを付与し、又は回収することが出来る個人事業主又は法人を「加盟店」といいます。

(4) 会員約款に基づき、株式会社クラブネッツ（以下「当社」という）が会員に対して発行・貸与する本システムのポイントカードを「本カード」といいます。

(5) 当社は、本システムの運営・提供に基づき発生する業務の全部又は一部を当社の業務提携先に委託することができるものとし、当該業務を委託した提携先を「代理店」といいます。

(6) 本システムへの申込等の際に会員から提供される会員および会員の家族等の住所・氏名・性別・生年月日・電話番号・メールアドレス等を「属性情報」といいます。

(7) 会員の本システム利用により当社に蓄積される属性情報以外の情報を「取引情報」といいます。

(8) 氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの

（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含みます）を「個人情報」といいます。

第 2 条（会員）

1. 会員とは、本約款に基づき本システムの利用を希望して入会申込みをし、当社より本システムの会員と認証できる会員識別番号（以下、「会員 ID」という）を付与された者をいいます。

2. 会員は、当社へ虚偽の届出をしてはなりません。虚偽の届出を原因として紛争・訴訟等が生じた場合、会員は自己の責任と費用でこれを処理するものとします。

3. 当社が他の会員組織を持つ事業者と合意し、当該事業者がその会員宛に本カードを送付する場合は、送付を受けた当該事業者の会員が本約款を承認の上本システムを最初に利用したとき本システムの会員となります。なお、当社は会員が本システムを最初に利用した

とき本約款を承認したものとみなします。

4. 会員は、本約款および本約款に付帯する条件、規則その他一切の規定等（以下「約款等」という）に従い、本システムを利用するものとします。

第 3 条（クラブネット共通ポイントカード）

1. 本カードを発行する権利および本カードの所有権は当社に帰属し、当社が発行主体となります。

2. 本カードおよび本システムは会員本人のみが利用できます。

3. 会員は、本カードを譲渡・質入れ・貸与その他の処分をすることはできません。

4. 会員は、複数枚の本カードの貸与を受けることはできません。

5. 本カードの有効期間は、当社が別途定めます。

第 4 条（暗証番号）

会員は本システム利用に関する暗証番号を当社に届け出ることとし、会員 ID や暗証番号を第三者に知られないよう管理するものとします。会員より暗証番号の届出が無い場合は、当社が定めた仮暗証番号を発行することがあることを承認するものとします。

第 5 条（メールシステム）

当社が提供する懸賞・広告・その他の情報（以下「情報」という）を会員が指定するメールアドレスに配信するサービス（以下「本メールサービス」という）を利用する場合、会員は以下の各号も遵守、承認するものとします。

(1) 本メールサービスは、本システムのサービスの一部を構成するものとします。

(2) 本メールサービスを利用する場合、会員は約款等を承認の上、当社の指定する手順で利用を申し込み、当社に自己の携帯電話のメールアドレス等を登録するものとします。

(3) 本メールサービスにより会員に配信する情報は、当社が任意に選択および決定できるものとします。

第 6 条（属性情報）

1. 属性情報は当社および当社が適切と判断した企業が管理・利用するものとします。ただし、加盟店が募集した会員の属性情報については、当該会員を募集した加盟店と当社および当社が適切と判断した企業がそれぞれ管理・利用するものとします。

2. 会員は希望する加盟店に当社所定の書類を提出することにより自己の属性情報を、当該書類を提出した加盟店にも帰属させることができるものとします。

3. 本メールサービスのうち、抽選メールを利用することにより会員は自己の属性情報を抽選メール提供の加盟店にも帰属させることができるものとします。

第 7 条 (個人情報)

1. 個人情報の取り扱い

(1) 当社は、本条の定めに基づき、個人情報の収集・利用・提供を行います。

(2) 当社は、善管注意義務をもって会員のプライバシー保護に十分注意を払うとともに、正確性・機密性の維持に努めるべく個人情報を厳重に管理するものとします。

(3) 会員は、自己の個人情報の取り扱いに関し、本約款に定める内容に同意します。

(4) 当社は、個人情報保護管理者として個人情報管理責任者を設置します。なお、連絡については本約款末尾の会員用コールセンターを通じてお受けします。

2. 個人情報の収集、利用、提供・預託

(1) 当社は、次項に定める利用目的のため、以下に掲げる個人情報を保護措置を講じた上で適法かつ公正な手段により収集・保有・利用します。

① 会員お申し込み時の登録事項（変更のお申し出の内容を含みます）氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、電子メールアドレス等

② 個人別に付与された番号・記号その他の符号

③ 加盟店における利用の履歴

④ CN ポイントの付与又は使用等に関する情報

⑤ 本システム利用状況

⑥ 停止・退会状況その他過去の会員資格に関する事項

⑦ お問い合わせなどの情報

⑧ その他本システム利用の際にご提供いただく一切の事項

(2) 当社は、次項に定める利用目的達成のために必要な範囲内で業務の全部又は一部を加盟店、代理店、その他当社が適切と判断した第三者に委託することがあります。その場合には、当社は、当該委託業務に必要な範囲内で、前項に定める個人情報を保護措置を講じた上で当該委託先に預託又は提供します。

3. 個人情報の利用目的

当社は、下記に掲げる利用目的のために個人情報を利用します。

① 会員管理のため

② CN ポイントの発行、計算、使用等本システムの円滑な運営（会員 ID や CN カードの発行を含みます。）のため

③ 会員に対して、メール配信、ダイレクトメール発送及び会員マイルームその他通知手段（以下あわせて「各種通知手段」という）によって、CN ポイント残高の通知等、会員によるポイント利用に関連して必要な連絡等を行うため

④ 会員に対して、各種通知手段によって、CN ポイントに係る各種キャンペーンやイベントの案内、当社及び加盟店の様々な商品情報やサービス情報その他の営業案内又は情報提供のため

⑤ 会員に対して、各種通知手段によって、当社が適切と判断した企業の様々な商品情報

やサービス情報その他の営業案内又は情報提供のため

⑥ 商品の販売状況、CN カードの利用状況の調査及び分析その他のマーケティング分析を行うため

⑦ 加盟店において提供する商品やサービスの課金計算や請求を行うため

⑧ 加盟店において商品等の梱包や発送業務を行うため

⑨ 会員からのお問合せ、苦情等に対し適切に対応するため

⑩ 約款等の変更、本システムにより提供するサービスの廃止、運営者の変更その他これらに関連する業務を行うため

⑪ その他上記各目的に準ずるか、これらに密接に関連する目的のため

4. 個人情報の第三者提供

(1) 当社は、前項に定める目的を達成するために必要な範囲内において、本条 2 項 (1) ①から⑧に定める個人情報を書類の送付又は電子的若しくは電磁的な方法等により、加盟店、代理店（以下、「提供先」といいます）に提供することがあります。なお、当社は、当該提供先との間で、本項に基づいて提供する個人情報について、個人情報保護に必要な契約を締結しております。なお、加盟店一覧については、一部を除き本約款末尾の当社の URL にて確認することができます。

(2) 当社は、前号に定める提供先以外に会員の同意を得ることなく、本条 2 項 (1) ①から⑧に定める個人情報を第三者に提供しないものとします。但し、次の各号に該当する場合を除くものとします。

① 法令に基づく場合

② 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

③ 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

④ 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

(3) 本項第 1 号に基づく個人情報の提供について、特定の提供先にのみに提供し、他の提供先には提供しないというお申し出には応じることはできません。提供については当社と提供先間の契約に従うものとします。

5. 個人情報の開示・訂正・削除等

(1) 会員は、当社に対して、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより自己に関する個人情報に関し、「利用目的の通知、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止（以下「開示・訂正・削除等」という）」について請求することができます。当該請求を希望する場合、会員用コールセンターにご連絡ください。

(2) 開示・訂正・削除等の請求により、万一個人情報の内容が事実でないことが判明し

た場合には、当社は速やかに訂正又は削除に応じるものとします。

(3) 開示・訂正・削除等の請求をされた場合でも、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより、開示・訂正・削除等の請求に応じかねる場合があります。

6. 本条の規定に不同意の場合

(1) 会員は、個人情報の提供については任意ですが、会員が所定の申込書に記載する等により申告すべき事項を申告しない場合、及び本条の規定の内容に同意頂けない場合、当社は、当該会員の入会をお断りすることや退会の手続きをとらせていただく場合があります。

(2) 会員が本条第 3 項④、⑤に同意しない場合、又は、会員から本条第 3 項④、⑤記載の目的での個人情報の利用を希望しない旨の申し出があった場合には、当社は本条第 3 項④、⑤の目的で当該会員の個人情報を利用しません。

(3) 前号に該当する場合、会員は、本条第 3 項④、⑤に記載した利用目的に関連して提供されるサービスの全部又は一部を受けられない場合があります。

7. 個人情報に関するお問合せ先

本条第 3 項④、⑤記載の目的での個人情報の利用を希望しない旨の申し出、及び個人情報の開示・訂正・削除等の請求その他個人情報に関するお問合せ等は、会員用コールセンターへご連絡ください。

8. 責任

当社又は提供先に故意又は重大な過失がある場合を除き、当社又は提供先は、会員の個人情報の取り扱いに関し、会員に発生した損害について一切責任を負いません。

9. 認定個人情報保護団体

当社は、個人情報の保護に関する法律に基づく認定個人情報保護団体である一般財団法人日本情報経済社会推進協会の対象事業者です。

(1) 認定個人情報保護団体の名称：一般財団法人日本情報経済社会推進協会

(2) 苦情解決の申し出先：プライバシーマーク推進センター 消費者相談窓口

※株式会社クラブネットの個人情報に関する苦情解決の申し出先であって、当社、代理店並びに当社のサービスに係る苦情解決の窓口ではありません。

<住所> 〒106-0032 東京都港区六本木一丁目9番9号 六本木ファーストビル

<電話番号> 0120-700-779

第 8 条 (取引情報)

1. 取引情報は当社および当社が適切と判断した企業が管理・利用できるものとします。取引情報の利用に際して、当社は地域別・年代別・利用業種業態別・平均客単価別店舗利用歴等の条件で対象会員を絞り込みますが、特定の加盟店の利用履歴等を特定した情報による絞り込みは行いません。なお、絞り込み方法等の利用方法については、法令等を遵守しプライバシーに配慮して、当社が定めます。

2. 当社は、加盟店の請求に応じて、当社所定の方法により会員の取引情報を加工した情

報を加盟店に提供できるものとします。但し、他の加盟店の会員まで特定しうる形での取引情報の提供はしません。

第 9 条 (ポイントの付与・使用および消滅)

1. 会員は、当社の加盟店において CN ポイントの付与を受けることができます。なお、ポイント付与時に会員 ID を提示できなかった場合、ポイントの付与を受けることはできません。
2. 会員は、ポイント端末機（加盟店に設置している CN ポイントの付与等を行う事ができる本システムの専用端末機。以下「端末機」という）を通じてポイント付与が行われる場合、付与された CN ポイントを当該端末機から発行されるレシートにて確認するものとし、異議があればその時点で加盟店に申し出るものとします。なお、会員は、後日付与されたポイントに関して異議を申し立てることはできません。
3. 会員は、端末機および通信等の異常その他やむを得ない事情によりポイントの付与・使用ができない場合があることを承認し、異議を申し立てません。
4. 加盟店等が発行する CN ポイントに関するチケット等については、当社はその一切の責任を負いません。当該チケット等の取り扱いに関しては、その発行店と会員の間で全て解決していただきます。
5. 会員は、蓄積した CN ポイントを、当社が別途定める条件で使用することができます。
6. 蓄積された CN ポイントは当社が別途定める条件により消滅します。

第 10 条 (情報提供)

1. 当社は、会員の利便性の向上を図るため、属性情報・取引情報を利用して、加盟店の情報、当社の情報および当社が適切と判断した企業（第三者及び委託先）の情報を、各種通知手段によって会員に随時提供します。
2. 前項の加盟店および当社が適切と判断した企業の情報については、当社は一切責任を負いません。
3. 会員は、本条第 1 項に基づく情報を受信するための通信費用等を自ら負担することを予め承諾し、当社に費用負担を求めないものとします。また会員が情報の提供を受けるための機器使用料・通信料等は会員の負担とします。
4. 会員は、前項により受け取った情報を自己の責任で利用することができます。なお、当社はその一切の責任を負いません。

第 11 条 (カードの紛失・盗難・毀損)

1. 会員が本カードを紛失・盗難又は毀損した場合は、当社の別途定める条件で再発行を申し出ることができます。但し、本カードに記録されていたデータについては、当社はその一切の責任を負いません。

第 12 条 (届出事項の変更)

1. 会員は、当社に届け出た住所・氏名・年齢・生年月日・性別・電話番号等に変更があった場合、当社の指定する方法により、速やかに当社に届け出るものとします。

第 13 条 (譲渡)

1. 第 3 条第 3 項の定めにかかわらず、会員は会員自身と世帯を同じくする者に限り、本カードを譲渡することができるものとします。この場合、会員から本カードを譲渡された者（以下「譲受人」という）は、本約款に同意の上、本約款に定める会員の地位を承継されたものとみなすものとします。

2. 会員が本カードの譲渡を希望する場合、会員は会員と譲受人が同一世帯であることを確認できる書面その他別途当社所定の書面を当社に提出し、当社の承諾を得るものとします。

第 14 条 (退会)

1. 会員は、当社に本カードを返却し当社の指定する方法により当社に届け出ることにより、いつでも退会することができます。この場合、自己の属性情報を届け出た加盟店に対しても同様に届け出るものとします。

2. 会員が死亡した場合は当然に退会となり、本カードは無効となります。

3. 退会の場合、本カードに蓄積されていた CN ポイントは無効となります。

第 15 条 (強制退会)

1. 会員が下記事項の一つにでも該当した場合には、当社は会員 ID および当該会員が保有する CN ポイントを無効とし当該会員を強制退会させることができます。この場合、会員は本カードを即時当社へ返却し、当社に損害ある時は当該損害を賠償するものとします。

(1) 虚偽の申告又は他人の情報の使用があった場合

(2) 本システムの運営や加盟店の営業を妨害した場合

(3) 約款等に違反した行為又は不正もしくは違法な行為を行った場合

(4) 前号の行為に加担した場合

(5) その他、当社が会員として不適当と判断した場合

第 16 条 (免責)

1. 当社は、次の各号の他、当社の責によらない事由により生じた会員又は第三者の損害について、その一切の責任を負いません。

(1) 天災・地変・水害・風害ならびに不可抗力により生じた被害に関する損害

(2) 加盟店・加盟店の従業員および加盟店の関係者の行為により生じた損害

- (3) 他の会員および会員の関係者の行為により生じた損害
 - (4) 当社の設置した設備に関する犯罪行為により生じた損害のうち、当社の責に帰すことのできないものもしくは不可抗力によるもの
 - (5) 加盟店が加盟店約款等に違背したことにより発生した損害
 - (6) 当社が、会員の死亡又は属性情報の変更を、故意又は重大な過失なく、認知しなかったことにより生じた損害
 - (7) システム障害等のため発生した損害
 - (8) カードの紛失・盗難・毀損および暗証番号の失念・漏洩による損害
 - (9) 入会申込書が当社に到着するまでの間の属性情報の漏洩等により生じた損害
 - (10) その他会員又は第三者の行為により生じた損害
2. 会員に提供されるサービスのうち、当社以外の事業者から提供されるサービスに起因して生じた会員の損害について、当社はその一切の責任を負いません。

第 17 条（約款等の変更）

1. 当社は約款等を変更することができるものとし、事前にインターネット上の当社の運営するサイトにおいて予告します。また、本システムにより提供するサービス内容に大幅な変更を加える内容の約款等の変更についても、会員が約款等の変更後に本システムを利用した場合、当該会員が変更を承認したものとみなします。

第 18 条（本システムの終了）

1. やむを得ない事情により本システムの運用を終了する場合、当社は 6 ヶ月前に前条と同様の手段により告知します。この場合、当社は会員に対して告知以外のいかなる責任も負いません。

第 19 条（運営者の変更）

1. 本システムの運営者の変更がなされた場合、約款等の契約および債権債務は全て新運営者に引継がれるものとします。

第 20 条（合意管轄裁判所）

1. 約款等について紛争が生じた場合、当社の本店を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

別記（本内容は 2021 年 4 月 5 日現在のものであり、事前予告の上、適宜変更されるものとします。会員が変更後に本システムを利用した場合、変更を承認したものとみなします。）

1. 本カードの使用について

(1) 暗証番号の変更は、下記で定める何れかの方法で行うものとします。

・第 2 条第 3 項により送付されたカードへの暗証番号の変更は、WEB において当社が指定した方法で行ってください。

・インターネット上の当社の運営するサイト（加盟店、当社の提携企業等が運営するサイトを含みます）において告知する手段を通じて、暗証番号の変更を行ってください。

(2) 蓄積できる CN ポイントの限度

カード 1 枚に蓄積できる CN ポイントの限度は、1,000,000 ポイントです。

(3) CN ポイントの使用

蓄積したポイントは下記のように使用することができます。

・加盟店での使用

1,000 ポイント以上 1,000 ポイント単位で使用できます。2 ポイントにつき 1 円の割合で換算され、500 円以上 500 円単位でキャッシュバックを受けることができます。中学生以下の会員のポイント使用は保護者同伴とします。各加盟店におけるキャッシュバックの最大額は、10,000 ポイント分を上限として、1,000 ポイントごとに各店舗にて設定されています。なお、会員は加盟店ごとにキャッシュバック可能額やキャッシュバックの交換単位が異なる場合があることを承諾するものとします。

・会員マイルームでの使用

会員マイルーム上において、商品や提携ポイントと交換や寄付団体に対する寄付等に使用できます。なお、交換できる商品や提携ポイント、寄付先の一覧、及び必要なポイント数等の条件等については会員マイルームに明記するものとします。なお、会員は当該条件が当社の都合により変更される場合があることを承諾するものとします。

・ポイント自動利用サービスによる使用

ポイント自動利用サービス登録に申込み（自動交換機能が付与される本カードの申込みを含みます）いただいた場合には、申込み時に指定した加盟店又は寄付団体等に、申込み時に指定した条件に従って自動的にポイントが使用されます。なお、加盟店への自動利用サービスを申し込んだ場合、加盟店が定める条件によって加盟店が提供するサービスへの交換や料金の値引等を受けることができます。また、自動利用サービスの設定を解除したい場合には、会員マイルームにおいてご自身で解除手続きを行うか、会員用コールセンター宛にご連絡ください。

(4) CN ポイントの消滅

理由の如何を問わず、蓄積された CN ポイントは付与最終日もしくは使用最終日のいずれか遅い日から 1 年経過したときに自動的に消滅します。

(5) 有効期間

会員としての権利の有効期間は定めません。但し、1年以上ポイントの異動のない会員 ID や本カードは無効となる場合があります。

(6) 会費無料

(7) カードの再発行

本カードを紛失・盗難・毀損等の場合、再発行ができます。会員用コールセンターへ電話の上再発行依頼書入手し、手続きして下さい。

2. クラブネッツ会員用コールセンター

担当：お客様相談窓口及び個人情報保護管理者

電話番号 0570-000415（営業時間：平日（月曜日～金曜日）10:00～18:00 但し、お盆・年末年始等の特別休業日に関しては、事前にインターネット上の当社の運営するサイトにおいて予告します。）

3. 当社の URL

<https://www.clubnets.co.jp>（会員専用の会員マイルームがあります。）

4. 当社の個人情報保護管理者

株式会社クラブネッツ 個人情報保護推進事務局 責任者